

平成28年度入札契約制度等の見直しについて

① 予定価格の一部事後公表について

(変更点)

【事後公表】

水道事業分に関して

- 予定価格（税込）1,000万円以上の建設工事の請負契約に係る入札案件
(29業種全て)

② 低入札価格調査制度の調査基準価格改正について

(変更点)

低入札価格調査制度

対象工事 : 一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が300万円以上の工事
及び 総合評価落札方式対象工事

調査基準価格 : $((\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費} \times 0.3) (\text{千円未満切り上げ})) \times 1.08$

※上記の計算式で算出した調査基準価格が予定価格の0.7を下回った場合には予定価格の0.7で、0.9を上回った場合には予定価格の0.9を調査基準価格とする。

低入札調査を行なった場合の措置

- ・現場代理人の兼任を認めません。
(予定価格が1000万円以上)
- ・主任技術者及び監理技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者を、専任で1名現場に配置することを求めます。

③ その他

【共同企業体（JV）】

建築一式工事：1億5千万円以上